

## 永住資格取消を拡大する入管法改定案に反対する会長声明

1 令和6年5月21日、永住者の在留資格の取消事由を拡大する出入国管理及び難民認定法の改定案（以下「本件改定案」という）が、衆議院本会議で可決され、現在、参議院において審議中である。

2 本件改定案は、永住者の在留資格の取消事由として、永住者が、①入管法に規定する義務を遵守しない場合、②故意に税金や社会保険料等の公租公課の支払いをしない場合、③1年以下の懲役等（改正刑法施行後は拘禁刑）に係る刑罰法令違反を行った場合を追加するものである。

しかし、これらの取消事由の内容には、以下のような問題がある。

(1) ①の義務違反については特に限定がなく、例えば、旅券や在留カードの携帯及び提示義務違反が想定されるが、過失による軽微な義務違反までも取消事由の対象となりかねず、義務違反の程度と比較して、過度に重い制裁を科すことになる。

(2) ②について、故意に税金や社会保険料等の公租公課の支払いをしない場合がいかなる事例を指すのか、不明確である。公租公課を支払う意思があっても支払えないといった場合も、取消事由の対象となりかねない。このような故意による公租公課の不払いに対しては、現行制度上、延滞税の加算、財産の差押え、追徴金、刑事罰などの制裁がある。これらに加えて、永住者に対し、在留資格取消というさらなる制裁を加える必要性は皆無である。

(3) ③についても、これまで退去強制事由とされてこなかった1年以下の拘禁刑のように軽微な罪や刑の執行を猶予された場合に、刑事罰に加えて在留資格取消の制裁を加えることは、過度な制裁を科すものというほかない。

3 現在、日本で永住者の在留資格を得るには、原則として引き続き10年以上日本に在留していること、素行が善良であること、資産等から見て将来において安定した生活が見込まれることなどの厳格な要件を満たすことが必要である。

永住者は、日本において、地域社会に根付いて安定した日常生活を送り、中には日本で生まれ育った方もいる。

このような永住者と日本国籍者との間で、日本国内で安定した生活を送り法的地位を守るべき必要性は大きく異なるものではない。

ところが、本件改定案は、「永住許可制度の適正化」の名目で、永住資格の取消事由をむしろ拡大することによって、永住者の法的地位を著しく不安定にし、その地位を脅かすものである。

政府は、新たに創設される育成就労制度により、永住に繋がる外国人の受入れ数が増加すると予想されるとして「永住許可制度の適正化を行う」ため永住者の在留資格の取消事由を追加する必要があるとする。しかし、永住につながる外国人の受入れ数が増加することをもって、永住者の在留資格を有する方々の法的地位や生活基盤を不安定にする合理的な理由とはなりえない。

- 4 以上のとおり、当会は、永住者の在留資格の取消事由を拡大する本件改定案に強く反対し、廃案とするよう求める。

2024年（令和6年）6月6日

茨城県弁護士会会長  
篠 崎 和 則